

天保一三年公儀触伝達調査報告

山田 洋一

はじめに

本稿は、筆者が二〇二三・二〇二四年度に行った天保一三年（一八四二）公儀（幕府）触の伝達にかかわる調査の結果を報告するものである。

当初は、調査結果の詳細な分析を行ってから報告したいと考えていたが、それには相当の時間が必要になると判断したため、領主、村町の御用留、触留に記載されている公儀触の触名、数等の概要をまず報告することにした。

伝達の調査にいたる経緯、目的は次節で述べるが、触の伝達を検討することによって近世社会の仕組みやあり方（社会構造）の理解を深めるため行うものである。公儀触の伝達については、研究蓄積が少なく、また公儀触そのものの研究にも役立つのではないかと考えて行なったつもりである。

限られた時間のもと、出来るだけの調査を行なったつもりであるが、やはり、数量的に成果が少ないと思っている。しかし、今回の成果を基礎として今後も調査を継続し、成果を集積すれば有用な社会構造、公儀触等の触研究の資料となると考えている。

調査に際しては、文書館、図書館、博物館、資料館などの機関の皆さまにはご無理を申し上げたのにも関わらず心温まるご対応をいただいた。御礼を申し上げておきたい。

なお、今回のような調査は今後継続して行う必要があると考えており、公儀触情報の集約のあり方を本書第三部で検討しているので併せて参照していただきたい。

一 調査の経緯と目的

近世の社会体制は、「幕藩体制」とされるが、筆者は、その内実は、徳川領国と国持外様領国からなる両領国体制ではないかと考えている。

徳川領国は、親藩、譜代藩、旗本の領地、幕府の直轄領に加えて、家臣化した譜代並等の中小外様藩領等からなる徳川家を主とする約二、一〇〇万石の領国である。国持外様領国は、国、郡を一円規模に領する国持外様大名一九家（藤堂家、宗家は徳川家に臣従しているとして除く）とその分家の各家領国からなる合計約一、〇〇〇万石の領国地帯というべきもので、その内部構造は、地方知行を行う家臣（給

人」を領主として位置付けている。この両領国の関係は、朝尾直弘氏の見解により徳川領国が担う大公儀が国持外様領国を編成していたとしている（両領国については本書の拙稿を参照していただきたい）。

近年は、公儀触（いわゆる幕府からの触）の両領国への伝達の分析を継続して行い、それから存在、構造を更に確認するよう努めている。これまで、地域を設定して①山城・丹波・丹後国、京都（洛中洛外町続）と鳥取池田家領、②武蔵国と萩毛利家領の比較検討を行った²。その結果、①の鳥取池田家領の村に伝達された公儀触は今回の調査基軸年としている天保一三年（一八三二）では三触、②の萩毛利家領の同触は五触であり、①②の徳川領国の村、町に伝達された触数は一〇触以上であった。これらから、国持外様領国への公儀触数は徳川領国へ伝達された公儀触数よりも少ない傾向が確認できたので、少ないという傾向は国持外様領国の自立性の現われではないかと思われ、徳川領国、国持外様領国の存在の検証に役立つと判断し、全国的な調査を行うことにした。以上が経緯である。全国の村町に伝達された公儀触の確認が調査の目的である。

また、最初に述べた「幕藩体制」は当時の用語でいえば「大公儀・公儀体制」といえる。この「大公儀（単に公儀ともいう）」について、それ自体から発せられた意思の具現である公儀触の内容、伝達のあり方等によって検討することも第二の目的としている。

ところで、以下、今回も、「藩」の用語の使用を控えていることをお断りしておきたい（史料等で使用されている場合は「」を付して使用）。「藩」の当時の用法についてはすでに山口啓二氏の指摘（一九六三年）³がある。「藩」は、藩屏すなわち主家（徳川）の守りの意味で、

当初は譜代大名等が、幕末になると意味は異なるが外様大名までもが私的に使用したものである。以下、「国持」にまで使用すると混乱が生じる恐れがあるので使用しないことにした。同様に「將軍」も使用しないことにしている。

二 調査の方法と成果

今回の調査は、基本的に各地の資料保存機関に向いておこなった。但し、遠方のため提供画像により調査を行ったこともあった。

当初、全国の公儀触伝達に関心がある研究者との共同での調査も検討したが、そもそも公儀触伝達の研究が行われておらず、断念した。今後、今回の成果に関心を持っていただけ研究者がおられれば共同して研究を行うことが望ましいと考えている。

調査方法は次のとおりである。

目的が、公儀触伝達による徳川領国と国持外様領国の比較検討なので、全国を対象にして調査を行った。

公儀触の調査対象年代は、二〇二三年度は、武蔵国と萩毛利家領の比較検討において基軸年とした寛政八年（一七九六）・同一（二七九九）・同一二（一八〇〇）・享和元（一八〇一）・文化四（一八〇七）・同八（一八一）・文政一二（一八二九）・天保八（一八三七）・同一三（一八四二）・同一四（一八四三）・嘉永三（一八五〇）・安政元（一八五四）・同五（一八五八）・同六（一八五九）・万延元（一八六〇）の一五の年としたが、二〇二四年度は天保一三・一四年に絞っておこなった。変更は、調査と収集資料の分析に要する時間の関係から対象

年を絞ることにしたためである。

調査対象の公儀触は触研究の第一人者であった石井良助・服藤弘司両氏編集の『幕末御触書集成 別巻（編年目録）』⁴の天保一三年分四五三触とした。

具体的な調査方法は次の通りである。

①資料保存機関のウェブ上の資料検索システム（pdf含む）で公儀触が記載される資料の一般的名称「御用留」、「触留」等を入力して検索する。

②ウェブの検索エンジンに調査希望対象地域の自治体名、「古文書」を入力して検索し、ヒットした資料保存機関に電話で御用留等の有無を問い合わせる。

③県立の文書館等に電話して調査が可能な市町村の情報を問い合わせる。

④国立公文書館デジタルアーカイブ（他機関との横断検索）のシステムで、全国の公文書館等所蔵資料の一括検索を行う。

⑤その他（県立図書館等で県内市町村史（誌）資料編等で公儀触確認を行う。研究者に情報の提供をお願いする等）。

このような作業を通して得た情報により【表1】①の機関に向き、撮影を行った。また、遠方のため同表②③からの送信等による画像や、過去に収集した画像により調査を行った。

成果は次のとおりである。

「御用留」等の画像、翻刻資料等一一一点を収集した。確認できた公儀触は別表「天保一三年（1842）公儀触伝達調査結果（旧高旧領取調帳基盤）」のとおりである。この表は、調査資料一一一点の結

果を近世末の領主と領地の村の関係が示される旧高旧領取調帳の該当する領主、村別に集約している。詳細は凡例を参照願いたい。

この表の概要が【表2】「天保一三年公儀触伝達の概要」、【表3】「天保一三年（1842）公儀触伝達調査結果国別概要（別表対応）」である。確認した公儀触数は、重複分も含めて一九五三触、重複分を除いて三一七触であった。後の触数は、『幕末御触書集成 別巻（編年目録）』の四五三触の七〇％であった。

なお、成果は天保一三年分のみで、また悉皆的な調査によるものではないことはご理解いただきたい。

おわりに 今後の課題等

今回の調査を終えて次の事項が課題と考えている。

①調査の継続

前述のように今回の調査は天保一三年の一年分である。公儀触検討資料とするためには前後の他の年も調査を行う必要があると考える。

②多様な領主文書（旗本、給人、等）の収集

今回調査を行った領主は、譜代大名、外様大名、国持外様大名、公儀代官所、寺院であった。その他の旗本、特に国持外様大名家領の地方知行を行っていた給人などの支配地に伝来する御用留等の調査、収集である。

③領主文書群の構造的研究

今回調査した領主の御用留等に公儀触の記載がない例があった。

【表 1】 調査機関

表 1 調査機関

①出張調査機関

年	月	機関名
1	2023	6
2		佐倉市立佐倉図書館
3		もりおか歴史文化館
4		岩手県立図書館
5		八戸市立図書館
6		佐倉市立佐倉図書館
7		山口県文書館
8		宮本常一記念館
9		7
10		岡山県立記録資料館
11		岐阜県歴史資料館
12		飛騨高山まちの博物館
13		8
14		千葉県文書館
15		9
16		愛知県公文書館
17		10
18		秋田県公文書館
19		秋田県立図書館
20		弘前市立図書館
21		青森県県民生活文化課文化・NPO活動支援グループ
22		青森県立図書館
23		八戸市博物館
24		八戸市立図書館
25		11
26		柳沢文庫
27		山形県立博物館
28		山形大学中央図書館
29		山形大学附属博物館
30		山形県立図書館
31	2024	5
32		長岡京市文化財保存活用課
33		6
34		倉敷市歴史資料整備室
35		岡山市立中央図書館
36		滋賀大学経済学部附属史料館
37		7
38		勝山市市史編纂室
39		金沢市立玉川図書館近世史料館
40		長野市公文書館
41		8
		長野県立歴史館
		上田市立博物館
		尼崎市立歴史博物館
		9
		香川県立文書館
		徳島県立文書館
		西条市立図書館小松温芳図書館郷土資料室
		四国中央市歴史考古博物館高原ミュージアム
		舞鶴市郷土資料館
		京都府立山城郷土資料館
		斑鳩町文化財活用センター

42	2024	10	一関市博物館
43			陸前高田市教育委員会文化財係
44			津山郷土博物館
45			枚方市市史資料室
46			大分県立先哲史料館
47			九州歴史資料館
48		11	和泉市市史編さん室
49			丹波篠山市市史編さん課
50			鳥取県立博物館
51			奈良市史料保存館
52			奈良県文化財課
53			兵庫県立歴史博物館
54			柳川古文書館
55			大阪府立中之島図書館
56		12	南丹市立文化博物館
57	2025	1	綾部市資料館

②画像提供機関

年	機関名
1	2023
2	宮古市市史編さん室
3	大仙市アーカイブズ
4	2024
5	八幡市文化財課
6	富山県公文書館
7	福井県文書館
8	上越市公文書センター
9	宇陀市文化財課
	五條市文化財課文化財保存活用係
	鳥取市歴史博物館

③目録提供機関

年	機関名
1	2024
2	高知城歴史博物館
3	始良市文化財係
4	唐津市生涯学習文化財課
5	天草市文化課
6	石巻市博物館
7	阪南市生涯学習推進室
	貝塚市郷土資料展示室

*機関名については、直接対応いただいた部署としている。

これはその領主に公儀触が伝達されていないのではなく、その御用留等に公儀触記載の機能がないと考えられ、他の記録類有無の確認など文書群の基本的な構造研究が必要と考える。

④総合的な地域の文書の把握と研究

領主文書に公儀触の記載があっても、実際に領主から村まで伝達されたのかの確認を行うことができない場合があった。領主（大名、公儀代官所、寺社等）とともに領地の村の御用留等の把握が必要と思われる。畿内近国の村の御用留等には領主以外の奉行所（京都町奉行所、奈良奉行所、大坂町奉行所、堺奉行所）から伝達された同一の公儀触が時には重複して記載されていた。その理由など研究が必要と思われる。

⑤その他（公儀触記載における取捨選択の恣意性、公儀触の法学的研究、公儀触関係情報の発信・共有、連係等）

御用留等への記載にあたっては何らかの取捨選択の恣意性が働いていたと考えられる。公儀触の内容等を法学の視点での分析等が必要かと触の文面確認から考える。今回は単独での調査であったが、多くの関係の方々への支援をいただいた。成果の情報を収集、共有、連携して発信して今後の研究に資する必要があると思われる。

最後に、今回の調査で印象に残ったことを述べておきたい。

電話等で資料所蔵機関に御用留等の所蔵状況を問い合わせたとき、沖縄県を始め先の戦災（火災）で失われたとの説明は第一に印象に残っている。そのほか明治維新のときに散逸したこと、保存を目的に県域を対象にした古文書の所在調査が県の機関によって行われていた

こと、⁵現在も資料の散逸⁶があることなどが印象にのこっている。

個別に印象に残っているのは、東日本大震災の津波で流失した資料のレスキューと修復、地域を挙げての復興のこと（コラム1参照）、村の御用留等を探しあぐねて県立図書館で見た市史資料編掲載の目録からその所在を確認して、電話で問い合わせたところ折り返し御用留の画像をDVDで送っていただき、感謝したこと、しかし、その原本は同震災時の大津波で家もろとも流失したことが連絡のメールに記載されていたこと（表1②1）、そのほか、地域の実業家が反故から救い出したこと⁷、維新时期散逸したが、旧大名家が治政資料を各方面から書写して地域の図書館に寄贈したこと⁸、先の大戦下において空襲を予想されたのか御触留を鉄筋コンクリート造の図書館に寄託したことなどである。

調査資料の御用留等は、人々の思い、配慮によって今日、伝来していたのであった、と改めて認識するとともに保存についても思い至った。

また、遠隔地だからということで度々御用留等の画像をDVD（表1②）にして、またメールで目録データ（表1③）を送付していただいたことや、電話で御用留等の所蔵、内容の確認など無理なことをお願いしたところ快く対応していただいたこともあった。

御用留等を探す検索手段は、電話での問合せから、ウェブ上での検索システムなど様々であったが、印象に残っていることは地域の近世の社会構造、機構、組織などから村町の資料の画像まで一貫して遠隔地に居ながら調査できた県史、市史等のデータベース【別表】No.4・6・86、これもデータベースであるが、掲載の翻刻文から用語

検索が可能なデータベース【別表】No.96・本書コラム2）には遠隔地の調査者として助かり、感謝した。

以上、皆様には大変お世話になった。今後も機会を得て調査を行い、公儀触の情報を集積し、分析、発信したいと希望しているので、また御協力、御支援をお願いして報告を終わらせていただきたい。

本稿は二〇一三～二〇一四年度JSPS23K01060の助成を受けた「公儀触による両領国（徳川・国持外様）体制の最終検証と触研究への提供あり方研究」（研究代表山田洋一）の研究成果の一部である。

（京都府立大学特任講師）

【註】

1 全国の海辺の村々に廻達された浦触を研究された水本邦彦氏は「各社会の仕組みやあり方は、統治者の意志伝達方法に色濃く投影される」（水本邦彦『「触書」伝達と近世社会」〈松原弘宣・水本邦彦編『日本史における情報伝達』（創風社出版、二〇一二年、一五〇頁）〉と述べられている。公儀触は公儀の意志の具現と考える。

2 山田洋一「公儀触伝達にみる徳川領国と国持外様領国の構造 京都、山城・丹波・丹後国と因幡・伯耆国の比較から」（『京都府立大学学術報告人文七〇』、二〇一八年）。同「徳川領国（武蔵国・久美浜代官所領〈丹後・但馬国〉と国持外様領国（周防・長門国）の公儀触等」（『京都府立大学文化遺産叢書二六 京丹後市久美浜町太刀宮文書（久美浜代官所郡中代等文書）・佐治家資料調査と御用留横断研究』〈京都府立大学文学部歴史学科、二〇二二年〉）。

3 「第四章 藩体制の成立」（『山口啓二著作集 第二巻 幕藩制社会の成立』校倉書房、二〇〇八年、一五八頁 * 初出『岩波講座日本歴史二〇 近世二』〈岩波書店、一九六三年〉）。

4 石井良助・服藤弘司編『幕末御触書集成 別巻二「事項目録編年目録」（岩波書店、一九九七年）。

5 大分県立先哲史料館では、「大分県記録史料調査事業」を実施中で、調査資料の一部は許可を得て撮影して、同館内のPCで閲覧が行われていた。詳しくは、松尾大輝氏の報告（「大分県記録史料調査事業とデジタルアーカイブの活用」〈地方史研究四二七、二〇二四年〉）を参照していただきたい。奈良県地域創造部文化財課では、奈良県内古文書所在確認調査事業が実施中であつた。事業のきっかけは県内の集中豪雨による未指定文化財の把握のようであつた。調査の基礎資料として業務用に作成している村（元禄郷帳）単位に県内自治体史から古文書情報を抽出し集約するデータベースを使用されていた。その情報総数約二万七千とのことであつた。詳しくは報告（『令和4・5年度奈良県内古文書所在確認調査報告書』〈奈良県文化・教育・くらし創造部文化財保存課、二〇二四年〉）を参照していただきたい。本稿の調査においても活用させていただきたいと思われた。なお、この調査事業を知り得たのは、今回の調査における斑鳩町文化財活用センター参事平田政彦氏からのご教示によるものである。

6 資料散逸の状況や取り組みを、長年、埼玉県立文書館に勤務された新井浩文氏が「1 再びどこへ行く古文書」（新井浩文『文書館のしごと アーキビストと史料保存』〈吉川弘文館、二〇二四年、一九九頁〉）として紹介されている。

7 【別表】No.106、本書表紙中央写真右上。

8 【別表】No.56、本書表紙中央写真右下。

9 【別表】No.80、本書表紙中央写真左下。

【表2】 天保13年公儀触伝達の概要

①重複分含む公儀触総数	1953
-------------	------

②重複分含まない公儀触総数	317
---------------	-----

③①の階層別公儀触数

1 領主	893
2 大庄屋	123
3 村町	937
	1953

④伝達数が上位20の公儀触名・数

公儀触名 (略号:幕末→『幕末御触書集成』、丸数字→同集成巻数、年月日→法令日付、表題→同集成表題)	数
1 幕末④ 4113 天保13・8・6 通用停止之古金銀早々可引替之事	74
2 幕末⑤ 4953 天保13・9・29 金銀貸借利足引下之事	62
3 幕末④ 4110-2 天保13・6・29 似せ金銀銭拵候者并売捌候者取締之事	60
4 幕末④ 4116 天保13・10・17 古金銀等引替残早々可引替之事	60
5 幕末⑤ 4408 天保13・9・9 百姓共風儀并農業等可心得品々之事	58
6 幕末⑤ 4755 天保13・7・8 旅稼之歌舞伎役者共抱入間敷之事	57
7 幕末④ 4027 天保13・4・11 時候外れ之野菜等売出間敷之事	49
8 幕末⑤ 4715 天保13・10・6 新暦頒行之事	47
9 幕末④ 4033 天保13・7・9 高直之石灯籠瀬戸物等売買致間敷之事	43
10 幕末⑤ 4710 天保13・6・10 新規出版物取締方之事	42
11 幕末④ 4115 天保13・9・21 当用ニ付所持致候古金銀取扱方等之事	39
12 幕末⑤ 4288-2 天保13・11・3 荷主船頭共直待と唱へ売致間敷之事	36
13 幕末⑤ 4767 天保13・11・16 無宿野非人旧里江帰郷其外取計方之事	35
14 幕末⑥ 5123 天保13・10 異国船似寄之帆立方并沖合航海停止之事	31
15 幕末④ 4109 天保13・6・26 無名之包銀通用致間敷之事	31
16 幕末② 1685 天保13・6・25 出家社人等町家住宅其外之儀取締之事	30
17 幕末⑤ 4263 天保13・3・3 組合仲間等停止之儀遵守方心得之事	30
18 幕末⑤ 4277 天保13・6・2 馬喰馬其外共高価ニ売買致間敷之事	30
19 幕末④ 4223 天保13・10・3 年貢米等金納ニ用候相場立方不埒無之様吟味之事	30
20 幕末⑤ 4955 天保13・11・1 金主共安心致貸出候様名主可論之事	29
	873

【表3】 天保13年（1842）公儀触伝達調査結果国別概要（別表対応）

*各項目については別表凡例を参照

旧国名	領主			村			村高	階層	領国	別表 No.
	領主名	公儀 触数	出典 年数	村名	公儀 触数	出典 年数				
1 (松前嶋)	(松前藩)			(松前城下)	12	0.5		3 町	徳川	1
				(松前城下)	4	0.2		3 町	徳川	2
2 陸奥国	弘前藩領分	7	1					1 領主 1 (江戸)	徳川	3
		30	1.2					1 領主 2 (国元)	徳川	4
				青森町	3	1	327	3 町	徳川	5
		0	0.1	森田村			168	2 大庄屋	徳川	6
	八戸藩領分	0	1					1 領主 1 (江戸)	国持	7
		0	1					1 領主 2 (国元)	国持	8
		0	1					1 領主 2 (国元)	国持	9
		0	1					1 領主 2 (国元)	国持	10
				(八戸城下)	0	1		3 町	国持	11
	盛岡藩	92	1.2					1 領主 1 (江戸)	国持	12
		0	1.2					1 領主 2 (国家老)	国持	13
				一関藩				3 村	国持	14
	仙台藩	9	1.2	大原村			2747	2 大庄屋 (大肝入)	国持	15
4 陸前国	仙台藩	21	1.2	今泉村			694	2 大肝入 (大庄屋)	国持	16
5 羽前国	新庄藩領分			北口町村	3	0.3	1514	3 村	徳川	17
	米沢藩領分			荻村	12	1.2	909	3 村	国持	18
6 羽後国	秋田藩領分	7	1.2					1 領主 2 (国元大番頭)	国持	19
					6	1		3 町	国持	20
		29	1.2	六郷・西根村			772	1 領主 2 (国元 親郷役所)	国持	21
7 下総国	代官・小笠原甫三郎支配所			上金崎村	18	1.2	270	3 村	徳川	22
8 上総国	同心給知			分目	5	1.2	165	3 村	徳川	23
	代官支配所			戸田	7	0.7	146	3 村	徳川	24
9 武蔵国				(江戸城下町)	210	1.2	30	3 町	徳川	25
	佐倉藩領分	0	1				203	1 領主 2 (年寄部屋)	徳川	26
				久保田村・覚十郎組	16	1.2	203	3 村	徳川	27
10 越後国	高田藩領分	16	1.2					1 領主 (国元)	徳川	28
		25	1.2					1 領主 (国元)	徳川	29
		100	1.2					1 領主 (江戸)	徳川	30
				馬塚新田	13	0.4	64.7	3 村	徳川	31
	川浦支配所			青木村 (青野村)	2	1	607	3 村	徳川	32
11 信濃国	椎谷藩領分			間御所村	17	1.2	188	3 村	徳川	33
	須坂藩領分			綿内村	16	1.2	3489	3 村	徳川	34
	上田藩領分			上塩尻村	0	0.4	791	3 村	徳川	35
	小諸藩領分			芝生田村	10	1.2	688	3 村	徳川	36
				上田町	15	1.2	170	3 町	徳川	37
	上田藩領分			上田町	7	0.9	170	3 町	徳川	38
				上田町	7	0.9	170	3 町	徳川	38
	松本藩領分			上一本木村	17	1	406	3 村	徳川	39

12	三河国	刈谷藩領分			刈谷町	24	1.2	813	3 町	徳川	40
	尾張国	名古屋藩領分			(名古屋城下)	1	0.2		3 町	徳川	41
					荷ノ上村	20	1.2	709	3 村	徳川	42
					小鈴ヶ谷村	12	1	274	3 村	徳川	43
13	美濃国	名古屋藩領分			前野村	11	1	173	3 村	徳川	44
	飛騨国	高山郡代支配所	0	1					1 領主 3 (御用場)	徳川	45
					式之町村	1	0.3	161	3 村	徳川	46
					式之町村	1	0.1	161	3 村	徳川	47
					式之町村	0	0.1	161	3 村	徳川	48
14	越前国	福井藩領分			今庄	4	0.4	567	3 村	徳川	49
		青山大膳亮 (郡上藩) 領分			長野	8	0.5	14.4	3 村	徳川	50
		勝山藩領分			勝山町	9	1.2	2015	3 町	徳川	51
		小浜藩領分			(敦賀町)	1	0.1	643	3 町	徳川	52
15	越中国	富山藩領	4	1.2					1 領主	国持	53
			3	1.2	任海村			774	2 大庄屋 (御扶持人十村)	国持	54
		加賀藩領	10	1.2					1 領主 1	国持	55
			19	1.2					1 領主 2 (郡奉行所)	国持	56
			21	1.2					1 領主	国持	57
			1	1.2	三清村			1148	2 大庄屋 (十村)	国持	58
16	近江国	川越藩領分			鎌掛村	24	1.2	1635	3 村	徳川	59
17	播磨国	小笠原信濃守 (安志藩) 領分	6	1	蔵垣内村			147	2 大庄屋	徳川	60
18	丹波国	園部藩領分			園部村	13	1.2	487	3 村	徳川	61
19	丹後国	旧・幕府領	12	1	久美浜村			1358	1 領主 2 (代官所郡中代)	徳川	62
			15	0.7	久美浜村			1358	1 領主 2 (代官所郡中代)	徳川	63
		舞鶴藩領	19	1.2	境谷村			153	2 大庄屋	徳川	64
			11	1.2	境谷村			153	2 大庄屋	徳川	65
					境谷村	8	1.2	153	3 村	徳川	66
					瀬崎村	10	0.8	130	3 村	徳川	67
20	山城国				(洛中洛外町統)	50	1.2	110	3 町	徳川	68
		正親町家領			調子村	3	0.3	147	3 村	徳川	69
		元守護職役知			内里村	27	1.2	1101	3 村	徳川	70
		男山八幡宮社領	50	1.2					1 領主 (寺院)	徳川	71
21	大和国	奈良府			般若寺村	1	0.1	4.23	3 村	徳川	72
					奈良町	11	1.2	0	3 町	徳川	73
					法隆寺村	38	1	2386	3 村	徳川	74
		五条支配所			五条村	40	1.2	381	3 村	徳川	75
					田原村	16	1.2	498	3 村	徳川	76
					田原村	1	0.4	498	3 村	徳川	77
22	河内国	代官・多羅尾民部支配			楠葉村	45	1	2487	3 村	徳川	78
23	和泉国	小泉藩領分			池上村	15	0.7	654	3 村	徳川	79

24	摂津国				(大坂城下<菊屋町>)	36	1.2		3 町	徳川	80		
		兵庫県			椎堂村	14	1.2	378	3 村	徳川	81		
25	備前国	岡山藩領分	85	1					1 領主 1 (江戸カ)	国持	82		
					(岡山城下)	26	0.8	515	3 町	国持	83		
			11	1.2	天城村			465	2 大庄屋	国持	84		
					福田古新田	14	1.2	1349	3 村	国持	85		
26	美作国	津山藩領分	94	1.2				1 領主 1 (江戸)	徳川	86			
			45	1.2				1 領主 2 (国元)	徳川	87			
			8	1.2	(津山城下町)			2 大庄屋(町大年寄)	徳川	88			
27	備中国	倉敷支配処			倉敷村	7	1.2	1835	3 村	徳川	89		
			周防国	山口藩領分	43	1.2				1 領主	国持	90	
							室津尾国村 (室津浦)	4	0.1	866	3 村	国持	91
							江崎村	1	0.1	3375	3 村	国持	92
28	長門国	山口藩領分			下田万村	1	0.1	1997	3 村	国持	93		
29	因幡国	鳥取藩領分	75	1.2				1 領主 (江戸)	国持	94			
			72	1.2				1 領主 (江戸家老)	国持	95			
			10	1.2				1 領主 (国元家老)	国持	96			
			10	1.2				1 領主 (国元在御用場)	国持	97			
			5	1.2				1 領主 (国元町奉行)	国持	98			
					銀山村	3	1.2	81.9	3 村	国持	99		
					(鳥取町)	7	1.2		3 町	国持	100		
30	讃岐国	高松藩領分			百相村	11	1	489	3 村	徳川	101		
		丸亀藩領分			井関村	4	1.2	90.6	3 村	徳川	102		
		高松藩領分			川東村	19	1.2	381	3 村	徳川	103		
31	阿波国	徳島藩領			東端山	1	1.2	299	3 村	国持	104		
32	伊予国	高知藩預処 (松山藩預所)	15	1.2	川之江村			1155	2 大庄屋	徳川	105		
		小松藩領分	12	1.2				1 領主 (国元)	徳川	106			
33	筑後国	柳河領 (柳河藩領)			金栗村	1	1.2	292	3 村	国持	107		
34	豊後国	府内提封 (府内藩領)	3	1.2				1 領主 (国元)	徳川	108			
			2	1				1 領主 (国元)	徳川	109			
			0	1.2				1 領主 (国元)	徳川	110			
35	肥後国	長崎県支配処	19	1.2	本戸馬場村			785	2 大庄屋	徳川	111		
			1016		937								

表紙の解説

			1	2	3	4
	9			5	6	
				7	8	
	(裏)			(表)		

- 1 触留が多数展示されていた 2023 年「第 49 回愛知県公文書館企画展 新・収蔵資料展 ～古文書にみる尾張の町と三河の村～」の展示風景 山田洋一撮影
- 2 奈良町の町家をイメージした奈良市史料保存館の外観 山田洋一撮影
- 3 道標「古文書館通り」と川下りの船（船頭さんが「ここ（建物）は柳川の古文書館」と説明されていた） 山田洋一撮影
- 4 柳川古文書館の外観 山田洋一撮影
- 5 仙台伊達家領大肝入(大庄屋)吉田家文書の天保 13 年(1842)「定留」(御用留)の表紙(2011 年東日本大震災の大津波で被災、その後修復) 陸前高田市教育委員会提供 *別表 No.16、コラム 1 参照
- 6 地元の実業家が古物商から買い戻し大正 10 年(1921)に当時の小松町に寄贈された天保 13 年 7 ～ 12 月「小松藩会所日記」の表紙 西条市立図書館小松温芳図書館郷土資料室提供 *別表 No.106 参照
- 7 戦時中に大阪府立中之島図書館に保管を委託され、大阪大空襲から逃れた天保 13 年「御触書承知印形帳」（菊屋町文書）の表紙 山田洋一撮影 *別表 No.80 参照
- 8 維新期に散逸した加賀前田家治政資料の書写による収集事業で作成され、のちに寄贈された天保 12 ～ 14 年「郡方御触留帳」（金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵加越能文庫）の表紙 山田洋一撮影 *別表 No.56 参照
- 9 高田城跡（上越市）に再建された高田城三重櫓 山田洋一撮影

京都府立大学文化遺産叢書 第 37 集

公儀触等の伝達研究と触研究への情報提供あり方研究

編集 山田洋一・東 昇

発行 京都府立大学文学部歴史学科

〒 606-8522 京都市左京区下鴨半木町 1-5

発行日 2025 年（令和 7）6 月 30 日

印刷 株式会社 北斗プリント社
